

# 平成17年度施政方針

平成17年第1回城里町議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

私は、この度の3町村の新設合併により、城里町の初代町長に就任させていただきました。2万3千人余の城里町町民の負託にこたえることに思いをはせますと、まさに身が引き締まる思いでございます。

城里町は2月1日に誕生したばかりであります。この3町村の合併につきましては、各町村の議員各位をはじめ、合併協議会の委員各位には、平成16年6月の「常北町・桂村・七会村合併協議会」の設立以来特段のご尽力をいただき、合併に携わった首長の一人としてここに深く感謝申し上げます。

今後は、それぞれの地域の歴史的背景や風土を新町の町政に活かしていきながら、3町村の垣根を取り払い町民の融和を図り、城里町のまちづくりの理念であります「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」を基本目標として、町民一人ひとりの声を大切に、町民参加・協働のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今、世界的に見ますと、国家間の紛争、国際テロ、大規模災害、さらには、貧困、感染症、環境悪化などが大きな脅威となっており、世界は変化と混迷の時代を迎えております。

また、国内におきましては、我が国では、かつて経験したことのない速さで少子高齢化が進み、本格的な人口減少を迎えようとしている中、日本全体の活力の低下が大きな問題であり、経済社会システムの抜本的な改革が大きな課題となっております。

国においては、国債残高が538兆円に達する厳しい財政状況の中、国の平成17年度の一般会計の予算規模は、82兆1,829億円、対前年度比0.1パーセントの伸び率となっております。

また、国が示した17年度の地方財政計画は、対前年度比1.1パーセントの減額となっております。この中で、地方交付税については、地域で必要な行政課題に適切な財源措置を講ずるといふ基本方針のもと、対前年度比0.1パーセ

ントの微増を見たものの、交付税の不足を補う臨時財政対策債については、昨年に引き続き23.1パーセントの大幅減額となっており、地方財政にとっては、依然として厳しい状況にあります。

さらに、国は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針のもと、あらゆる面で構造改革を加速・拡大させており、今後、財政事情も一段と厳しくなっていく中で、地域間の格差は、ますます拡大し、元気な地域とそうでない地域の二極分化がさらに進むものと考えられ、地域間競争は一層厳しさを増してまいります。

平成11年に地方分権法が制定されて以来、地域の行政は地域自身で決定し、その責任も自ら負うという、「自己決定」・「自己責任」の行政システムが確立されつつあります。

このような地方分権の流れの中で、今地方自治体に求められているのは、簡素で自立した、そして、住民に信頼される行財政組織運営の仕組みづくりと、夢と希望の持てる安全で安心な地域社会の形成であります。

これまでの制度や仕組みにとらわれることなく大胆な改革を実現し、限られた財源の中で効率的・効果的な住民サービスを図り、住民にとって必要不可欠なサービスを提供することが求められております。

そのためには、必然的に「あれもこれも」というサービスの肥大化を防ぎながら、重点的な分野への財源投入を図る「あれかこれか」の選択により、歳出の抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源の積極的な確保策を講じて、効率的で持続可能な行財政への転換を図ることが急務であります。

城里町においても、合併を契機としてゼロからのスタートという視点に立ち、限られた財源の中での事務事業の厳選と職員の意識・仕事改革を進め、また、効率的・効果的な予算配分と最大限の効果が発揮できるような執行体制の確立を図るため、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります。

次に、城里町においては、1町2村の総合計画の施策の大綱に沿いながら、城里町の将来像を実現するため5つの基本目標を設定しておりますが、その主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

### (自然環境・景観の保全)

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進します。

また、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを推進します。

### (交通体系の整備)

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、地域活性化の根幹をなすものであり、期待も大きく早期の整備が求められているところがあります。

幹線道路については、新町の一体性を確保するとともに、国・県道を補完する幹線町道の整備を計画的に推進してまいります。

近隣の地域と広域的な道路ネットワークの拡充を図るため国・県道バイパスの整備、促進を図ります。

国道バイパスについては、石塚田町の現道から旧桂村上坪の坪小学校までの2キロメートル区間が優先区間と位置づけられ、用地測量に着手したところがあります。

県道については、旧桂地区の阿波山徳蔵線の路線延長区間において地元説明会が終了し、路線測量を実施しております。地元地権者のご理解を受け、17年度には用地買収に着手してまいります。

また、旧七会地区の町道徳蔵倉見線の早期完成を目指し、17年度より事業着手の運びとなりました。

町道の整備については、通勤、通学、防災上の利便性を考慮し、継続事業を中心として計画的に整備に努めてまいります。生活道路の維持においては、保守点検を主に、歩道の設置や段差解消、排水施設の整備など、安全で人に優しい道路整備に努めてまいります。

また、地域の重要な交通手段であるバス路線網については、現状の路線バス

の維持を基本に、既存の福祉バスや新町の主要施設等を巡回するコミュニティバスなどを含めた交通機関の検討・確保を行い、行政区域が広がることによる交通空白地域の解消、交通不便者の利便性の向上、住民交流の促進を図り、交通体制の整備を進めます。

### (上水道・簡易水道の整備)

水道事業については、常北地区水道事業・桂地区水道事業の一会計二事業と七会塩子地区簡易水道事業特別会計で運営をしております。

普及率は92パーセントとなっており、町民の多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立って給水体制の充実を図るため、施設の拡張・更新や各水道事業の統合整備等を推進し、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

水道なくしては健康で豊かな生活も、様々な経済活動も営めないほど必要不可欠な社会基盤となっております。

また、統合簡易水道施設整備事業等国庫補助事業を活用し整備を図るとともに、未給水地域(徳蔵地区)の解消に向けた計画を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期完了を要望し、安定した水源の確保により、安定した水量、水圧を確保し、都市化の進展や生活向上に伴い増大する水需要と消火用水の確保により、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支える水道施設を目指してまいります。

### (下水道の整備)

下水道は、私たちの日常生活において不可欠な施設であり、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも、重要な施設であります。

このため、平成3年度から那珂久慈流域関連公共下水道事業として、石塚の中心市街地48ヘクタールを整備し、さらに、平成10年7月及び平成14年3月に事業認可面積を拡大しながら、現在185ヘクタールの認可区域内の整備を進めております。

平成16年度においては、石塚・那珂西・下青山地区を含む152ヘクタールの

区域が整備完了いたしました。

特定環境保全公共下水道事業については、平成5年度に策定した計画に基づき平成6年度より事業着手し、粟・阿波山の供用開始と事業変更認可拡大により、現在坏地区の整備を進めております。

今後も引き続き、年次計画により整備区域の拡大に向け進めてまいります。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めている農業集落排水事業は、常北青山・孫根地区のつなぎ込みが順調に進んでおり、平成17年度は、この施設を効率的に稼動しながら維持管理費の節減を図ってまいります。

### (生活環境の整備)

新町の都市機能の強化と調和のとれたまちづくりを進めるため、都市計画道「池の内片山線他」が、国・県道のバイパス整備に関連した合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の支援対象道路として、平成16年11月25日県知事から指定され、幹線道路渋滞の解消に向け、石塚田町の現道から日立・笠間線十字路までのL字間延長1,150メートル整備区間について、合併特例債・県補助金の活用を図り、県と協調しながら積極的に事業の促進に努めてまいります。

さらに、良好な生活・安定環境づくりに向けて、公営住宅の改修・公園やポケットパークなどの整備を図り、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や形成に努めます。

### (環境対策の推進)

循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりをめざし、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による行動、地球環境保全の推進を図ります。

また、今日の環境問題の解決には、社会を構成するすべての主体が、それぞれの日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることから、住民、民間団体、事業者との協力連携のもとに環境の保全を計画的に推進します。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合により現状を維持してまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティアUD監視員(不法投棄監視員)や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者へ未

然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策を推進します。

### (消防・救急・防災の推進)

昨年は世界的にも多くの自然災害が発生しております。国内においても、記録的な猛暑や豪雨に加え、台風上陸が二桁を記録し、台風22号と23号により本県も大きな被害を被りました。

特に、10月下旬に発生した新潟県中越地震では、迅速な初動体制や情報連絡網の整備の重要性が再認識されております。本町においても地域防災計画を見直し、自然災害が発生した場合の対応に万全を期すため、新規計画の策定を行います。

また、水戸市の協力を得て、水害を想定した水防演習や林野火災防ぎょ演習による消防団員の訓練を実施し、団員の資質向上を図り、町民の生命財産の安全確保に努めてまいります。

平成16年の火災については、住宅火災10件を含め20件発生しております。事務委託をしている水戸市及び笠間地方広域消防本部との消防救急体制の強化、消防設備及び水利の充実を推進するとともに、平成19年4月の稼働を目標に、町内への消防署所建設を進めてまいります。

また、地域の防火意識を啓発している婦人防火クラブ活動等を支援し、初期消火訓練の実施や地域の火災防止に努めてまいります。

### (交通安全・防犯の推進)

交通事故は、一瞬にして尊い命を奪う悲惨なものであり、深刻な社会問題となっています。

茨城県は、交通死亡事故多発県となっており、死亡事故者は266人を数え、全国ワースト11位という結果となっております。

本町は県内でも交通事故の少ない地域ではありますが、昨年は2件の死亡事故が発生しており、年齢・性別を問わず重大な交通事故に遭遇する危険性のある社会情勢にあります。

このような現状を踏まえ、自動車交通への依存が高まる中、より安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため、交通安全の推進について、警察など関係機関団体と連携を図り、街頭啓発、交通安全教室の開催などを通じ、住民の交

通安全意識の高揚を図るとともに交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯については、近年の犯罪状況を踏まえ、防犯灯の整備を進めるとともに、警察や防犯連絡員などの関係機関や住民相互の連携のもと、地域ぐるみでの防犯体制の充実や防犯意識の啓発に努めてまいります。

### (情報通信網の整備・充実)

情報通信網の整備についてであります。公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークについては、整備を終えております。

今後は、民間事業者へ働きかけ、町内全域の高速通信環境の整備を目指し、また、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

### (保健・医療の充実)

保健事業については、平均寿命が着実に延伸しているなか、その一方で急速な高齢化の進行に伴い、介護や、支援を必要とする高齢者も増えています。

そのため、生活習慣病等の発病を予防するとともに、高齢になっても生活の質を保ち、健康で自立した生活を送ることができる「健康寿命の延伸」を図ることが重要となっています。

これらのことから、今後も健康診査の受診勧奨、健康教室や健康相談の開催、保健福祉センターの積極的な活用を図り、町民自らが健康を管理する習慣をつくるための取り組みと意識の高揚を図ってまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者・妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であります。

本町におきましては、少子化対策の一環として、合併時より町単独事業であります、医療費の無料化の対象年齢を小学校卒業までの児童を対象に行ってまいりましたが、新年度も継続し、児童医療の充実を図ってまいります。

### (高齢者福祉の充実)

長寿化した人生を健康でいきいきと過ごすことのできる社会の実現をめざすためには、高齢者一人ひとりが、自らの意思による選択に基づいて自立した生活を営めるよう、また、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実を図る必要があります。

特に、認知症や寝たきりになるなど、介護を必要とする者が増加している状況にあり、これらの問題に対して支援するとともに、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から、介護予防・生活支援事業に取り組みます。

更に高齢者の社会参加を促進するため、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かし社会参加を目的として設立されている、シルバー人材センターの運営を支援してまいります。

また、高齢者の健康管理と安否確認のため、配食サービスの充実、高齢者の自立した生活を側面から支援するため、地域福祉の意識を高めるためにボランティアの育成、中学生と高齢者のヘルパー養成を推進し、効果的な在宅高齢者保健福祉事業を図ってまいります。

### (子育て支援の充実)

近年の出生率の低下、核家族化の進行、女性の社会進出等により子どもを生き育てる環境が大きく変化している現状があります。新たな対応が求められている子育て不安の解消や児童虐待予防対策等に取り組む必要があります。

これらのことから、今後も妊婦及び乳幼児に関する一貫した母子保健事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や育児方法に関する指導、健やかに子どもを生き育てることができるための環境整備に取り組んでまいります。

子育て中の親子の育児支援として、民間保育所の協力を得て地域子育てセンターを引き続き開設、また、新たに公立の保育所においても地域子育てセンターを開設し、育児不安の親子の交流を支援してまいります。

また、昼間、保護者のいない家庭を支援し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を引き続き実施し、事業の充実に努めてまいります。

子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑、多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員児童委員、学校等関係機関との連

携を蜜にし、問題解決に努めてまいります。

保育事業につきましては、公立保育所2園、民間保育所3園に委託を行い、保育サービス支援事業を実施し、また、特別保育事業で、延長保育、一時保育、乳児保育、保育所地域活動、障害児保育を実施し保育事業の充実を図ってまいります。

なお、急激な少子化の進行による社会経済の影響を避けるため、様々な少子化対応施策を推進してきましたが、平成15年度に施行されました「次世代育成支援対策推進法」に基づき、昨年度策定いたしました行動計画の推進を図ってまいります。

### **(障害者福祉の充実)**

障害のある人が障害のない人と同じように生活し、主体性を持って地域の一員として行動することが重要であり、支援費制度として、障害者の立場に立った障害者福祉サービスを利用できるように、制度サービスの紹介等を行っているところであります。

また、従来からの継続事業であります補装具・日常生活用品の給付・更生医療・住宅リホーム等の事業により障害児・障害者が地域で自立した生活を営めるよう努めてまいります。

障害者福祉ワークス運営事業においては、作業訓練・生活訓練等を実施しているところであり、精神保健事業につきましても、通所による生活訓練等を積極的に展開してまいります。

### **(地域福祉の充実)**

急速な少子・高齢化の進行、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化・多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し、高齢者や障害者をはじめ、誰もが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現のために、行政などの福祉サービスに頼りきりになることなく、町民自身の努力やお互いに支え、助け合あっていくことの重要性が増してきております。

特に、心の支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめこまかな対

応をしていくためには、町民一人ひとりが、地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支えあい活動を活発化させるために、町民自らが福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、町民同士の交流により連帯意識を育んでいく必要があります。

そのために、社会福祉協議会を中核とし、民生委員・児童委員の協力を得ながら、相互扶助意識を高め、地域コミュニティづくりを推進してまいります。

### (社会保障制度の充実)

国民健康保険制度、老人保健制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度の周知を促進し、保険税(料)の適正な賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した運営に努めます。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

### (農林業の振興)

本町の農業は、基幹産業として重要な地位を占めており、米・園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年都市化の進展と共に、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

このため、食糧自給率の低下や農村における高齢化、担い手不足などが生じ、耕作放棄地の増加により、耕地利用率や農業粗生産額の低下に歯止めがかからない状況にあります。

さらに、転作等による条件の悪い谷津田等の地域に対し、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全に努め、さらに、今年度より地域資源を活かした取り組みとしてグリーンツーリズム事業も推進してまいります。

また、米政策改革については、昨年より米の生産調整を中心とした政策から米作りの本来あるべき姿の実現に向けた政策への転換として推進してきた水田農業構造改革対策も2年目となり、今年も地域水田農業ビジョンにより推進いた

しますが、平成20年までに、米の需給調整は農業者・農業者団体が主役として米づくりを担うこととなるため、今後は生産者や地域が一体となり買ってもらえる米作り体制の整備を推進してまいります。

さらに、生産基盤の整備では、農業者の省力化と土地利用の効率化を図ってまいります。水田については未整備地区の基盤整備を進め、また、畑地のかんがい施設の整備を進めるため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国・県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備を計画的に進め、農道の整備についても促進し、農業機械による生産性の向上や生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

畜産については、和牛や酪農・豚・ブロイラー・鶏卵の生産環境は肉・乳製品の輸入自由化や生産者の高齢化等により厳しくなっております。牛海綿状脳症(BSE)・鳥インフルエンザの発生に端を発し、食肉の虚偽表示の発覚等により肉の消費が大幅に減少し、肉の価格下落が生産農家に大きな打撃を与えておりましたが、ここにきてようやく価格が安定してまいりました。

今後も、家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施します。また、黒毛和牛についても、資質の優れた素牛の導入事業として、肉用牛特別導入を関係機関と一体となって推進し、畜産振興を図ってまいります。

また、林業の振興については、住宅構造の多様化等に伴う外材の輸入などにより難しいものがあります。

しかし、森林は災害防止、水資源のかん養など自然環境を維持するために、大切な機能を有し、ゆとりと安らぎを与えてくれるものであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図ると共に、森林組合等と連携しながら林業振興に努めてまいります。

また、特用林産物(しいたけ)については、海外からの輸入により価格の下落が懸念されており、生産組織の強化を図り補助事業を導入し、生産コストを低減した安定的な生産が行えるよう推進してまいります。

## (商工業の振興)

長引く景気低迷の中であって、小売業者を取り巻く環境は、大型量販店の進出や価格競争の激化、また、商圈の広範囲化等極めて厳しい状況にあります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さら

に発展してゆくためには、自助努力はもちろんであります、自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、商工会を中心とした会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化、商工会活動強化のため引き続き助成してまいります。

また、中小企業事業資金に対する利子の補給を行ってまいります。

次に、工業の振興であります、現在の経済状況下では、企業の投資意欲に期待はできませんが、企業誘致につきましては、雇用の場の提供、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待できますので、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら優良企業の誘致に努めてまいります。

また、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

#### (観光・リクリエーションの振興)

豊かな自然を生かした、「ふれあいの里」・「うぐいすの里」・「山びこの郷」は、本町の観光の核として、重要な位置付けとなっております。

しかしながら、利用者は年々減少傾向にあります。

このため、利用者増が図れるよう県主催等の観光PR事業へ積極的に参加するとともに、各種イベント・体験教室等を実施し誘客に努めてまいります。

直売センター・物産センターについても、産業の振興を図る観点からPRに努め、利用客の増を図ってまいります。

また、健康増進施設「ホロルの湯」についても、積極的なPRを図りながら利用者の増に努力してまいります。

イベントについては、町観光協会に依頼し、城里町として一本化を図り実施してまいります。

施設の管理運営については、指定管理者制度に移行できるよう調査・検討を行ってまいります。

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

## (幼児教育・学校教育の充実)

急激な時代変化の中で、町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を実感し、多様な個性を發揮しながら自己実現を図っていかうとする質の高い社会を作っていく上で、教育・文化・スポーツ等の果たす役割は、ますます重要なものとなっております。

こうした観点から、「総体としてのまちづくり」の中心に「個人としてのまちづくり」をすえて、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」の具現化に向け努力してまいります。

幼児期における心の教育やしつけは、その後の人間形成に大きな影響を及ぼすため、家庭教育と共に幼児教育の充実が重要であります。

そのため、家庭、保育園、幼稚園、地域等との連携を図り、少子化の進行に対応しながら、基本的な生活習慣の定着と体験学習の充実を図り、豊かな感性と道徳性を培い、健康でたくましい子供の育成ができるよう、教育内容の充実と諸条件の整備に努めてまいります。

学校教育については、個性を育み、たくましく生きる力の育成が望まれておりますが、本町においても基礎学力の確実な向上とともに、自ら学び自ら考える力を育てる教育、豊かな心を育てる教育、たくましく生きるための健康や体力を育てる教育の実践に努めてまいります。

なお、学校週5日制に伴う対応をさらに進めてまいります。  
本年度も学校教育指導員制度を継続し、学校教育全般の向上に努めてまいります。

また、国際化に対応する教育推進のため、引き続き中学校に英語指導助手を配置するとともに、小学校にも引き続き配置してまいります。

さらに、社会人による学習支援事業を導入し、多様な教育活動を進めるとともに中学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校との連携をとりながら、生徒指導の充実に向けてまいります。

国のミレニアム計画に添い、小中学校の児童生徒1人当たり1台のコンピューターの整備と、すべての教室からインターネット接続が可能な環境が整備されましたので、IT時代にふさわしいコンピューター使用能力の教育に努力してまいります。

なお、児童生徒の一人ひとりの細やかな教育の対応として、引き続きTT講師

を配置してまいります。

施設整備については、小松小屋内運動場実施設計をはじめ学習環境の安全確保の面から充実を図ってまいります。

学校給食センターの運営については、各センターの特色を生かし、なお一層衛生管理に努めながら学校給食の内容充実を図り、児童生徒の健康づくりに努めてまいります。

### (生涯教育・生涯スポーツの推進)

生涯学習・生涯スポーツについては、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑・多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、住民一人ひとりが、それぞれの時代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、城里町において生涯学習推進大綱を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実に努め、自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的・総合的な事業推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進してまいります。

また、住民の地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めてまいります。

図書施設については、利用率の高い図書館を中心に、各地域公民館にある図書室との連携を図りながら、図書・資料の充実に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実を図ってまいります。

また、学習機会や各種講座、施設を住民が利用するに当たっては、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報誌やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

### (芸術・文化の振興)

城里町の住民の速やかな一体性を確保し、住民一人ひとりが城里町に誇りと愛着が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解しそれらを伝承していくとともに、城里町として文化の薫り高い町づくりを進めることが重要であります。

そのため、学校・家庭・地域の連携・交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化については、コミュニティセンターや地域の公民館を活用した多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動について支援を図り、各種の行事を通し住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活がおくれるような環境を整備してまいります。

城里町には、史跡及び遺跡・彫刻・工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、城里町文化財保護計画を策定し、計画的に文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く住民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

**第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。**

#### **(住民主体のまちづくりの推進)**

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていく必要があり、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の拡充や地域コミュニティ・自治組織の振興を図ります。

そのため、町の広報誌やホームページ、インターネットなど多様な広報媒体を用いて、町政状況を積極的に住民に広報・公開するとともに、行政懇談会やアンケート、電子メールなどの機会をとらえて、町民の声を町政運営に活かすよう広報・広聴活動の充実を図ります。

また、新生城里町を町内外に紹介するとともに、城里町の現状と将来のまちづくりの一助とするため、町勢要覧を作成いたします。

#### **(多様な交流の推進)**

交通機関の発達や情報化の進展などにより、地域間交流や国際交流が活発になっている中、多様な交流を進めることは、郷土を再認識し愛着を育てるとともに、地域の文化・産業など地域振興を図るうえで重要であります。

これまで、旧町村で実施してきました国際間や地域間の「人」や「物」及び「情報」の交流活動を城里町においても推進してまいります。

また、合併を機に地域住民が早期に新町としての一体性を確保できるよう、町民とともにこの合併を祝い、これからの町政の発展を祈念して合併記念式典を開催し、また、全町的なイベントなどへの積極的な参加に配慮するとともに、各地域に設置された余暇活用施設等の機能を活用し、各地域間の交流、世代間の交流、さらに他地域との交流を積極的に推進します。

### (人権尊重の推進)

家庭、職場、地域等において、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重しあうことが重要となっております。

そのため、関係機関等との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

### (行財政運営の合理化・効率化)

新町の行政運営に当たっては、地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応するため、各種施策の総合的な推進や合併に伴う各種事業の一元化をとおり、事務事業の見直しを進めてまいりました。合併に伴い行政サービスの水準に地域間格差が生じないように新町の行政組織の整備を図ってまいりましたが、特に、住民窓口部門においては、住民サービスの向上と戸籍事務の迅速化を図るため、新たにコンピューターによる戸籍電算システムの導入を進めてまいります。

また、町有財産の管理、取得並びに処分及び契約検査事務等については、管財課に一元化にすることにより、事務の効率化と経費節減を図ってまいります。

さらに、契約に関する事務の適正な執行を期するため、事務処理の制度を統一し、一般競争入札を積極的に導入するなど、透明性を確保するため必要な措置を講じてまいります。

また、財政運営に当たっては、交付税や国庫補助金、税財源のあり方が「三位一体の改革」により見直しが行われている中、地方交付税などの削減により、合併しましても、この厳しい状況が続くことが想定されます。

このため、中長期的な財政計画のもと、施策の重要度や費用対効果といった視点のもと財源の重点配分を図るとともに、自主財源の確保に努め、合理的・効率的な財政運営に努めてまいります。

さらに、こうした行財政の運営を適正に管理・推進するため、総合計画を策定し、計画的・総合的な行財政の運営に努めてまいります。

以上、平成17年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

新年度の予算編成に当たっては、地方分権改革の推進や少子高齢化の一層の進展、さらには景気動向など、近時の社会経済の潮流を踏まえつつ、合併初年度として、新町建設計画をベースに、合併協議や事務一元化調整をとおり、町民が合併してよかったと実感できるような地域づくりと、多様な町民ニーズに対する行政サービスの提供に意を配するとともに、将来にわたり希望が持てるまちづくりに向け、予算編成を行っております。

しかしながら、平成17年度の地方財政は、平成16年度にも増して厳しい状況であり、三位一体の改革により、老人保護措置費をはじめとする各種国庫補助金等が廃止されており、逆に扶助費などの義務的経費が増大しております。

歳入については、町税等の増収が見込めないことから、率先して行財政改革に取り組むため、私をはじめ特別職の給料、期末手当・職員の諸手当等の削減を実施し人件費の抑制を図っております。

また、各特別会計等への繰出金等については、国民健康保険特別会計(事業勘定)へ1億2千3百3万6千円、国民健康保険特別会計(施設勘定)へ1億3,408万7千円、老人保健特別会計へ1億7,378万3千円、介護保険特別会計へ1億2,368万2千円、公共下水道事業特別会計へ3億2,515万4千円、農業集落排水特別会計へ1億6,622万6千円、簡易水道事業特別会計4,096万6千円、水道事業会計へ7,031万円、合計で11億5,724万4千円をそれぞれ予算計上しております。

このような状況から、一般財源の不足を補うため、財政調整基金2,000万円、ふるさと創生基金1億円、環境整備基金1億円、公共施設整備基金1億円、家

族旅行村基金482万2千円をそれぞれ取り崩すことといたしました。

この結果、平成17年度の一般会計予算総額については、93億9,700万円で、3町村の16年度当初予算の合算額と比較して17.6パーセントの減、減税補てん債の借り換え分3億130万円を除きますと、実質15.3パーセントの減となっております。

### **国民健康保険特別会計(事業勘定)について申し上げます。**

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、被保険者の高齢化等により医療費が増大しているなかで、長期にわたる経済低迷により、医療費の伸びと経済成長率との間に不均衡が生じております。とりわけ国保は、高齢者、低所得者、リストラ等による無職者層等がそれぞれ高い比率を占めざるを得ないなど、その構造的要因から他の制度に比較して財政が大変厳しい状況にあります。

また、平成14年10月の制度改正により老人保健の該当年齢が75歳となり、70歳から75歳までを前期高齢者として国民健康保険で医療給付を行うこととなり、平成19年度までは人数が増加する一方であるため、その負担も国保財政を圧迫しつつあります。

このような状況の中、生活の基本である町民の健康維持、増進のため、医療費の適正化、国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。

新年度の予算編成につきましては、国県の予算編成方針に基づき編成いたしました。特に医療費の動向が国保財政を大きく左右しますので、これらの動向を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、19億192万9千円となっております。

### **国民健康保険特別会計(施設勘定)について申し上げます。**

施設勘定においては、少子高齢化社会の急速な進展や地域住民の多様な医療ニーズに対応すべく、国保診療所を沢山診療所、七会診療所の2ヶ所にそれぞれ医科・歯科施設を設置し、保健、医療、福祉との連携を図りながら、予防と治療の一体化、地域住民の医療の確保と健康の保持増進を目指し運営を行

っております。

地域における、国保診療所施設としての役割と使命が果たせるよう関係機関との連携を密にし、効果的な運営ができるよう予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5億3,396万1千円となっております。

### **老人保健特別会計について申し上げます。**

老人医療費は、急速な高齢化の進展の中で増大し続けており、その国民医療費全体に占める割合は、年々上昇する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、現役世代の負担が過重なものとならないよう老人医療費の適正化を図っていくことが重要になっております。

従いまして、更なる住民の健康に関する意識の向上等、保健事業との連携並びに受給者に対する広報活動等を徹底し、円滑な事業運営に努めてまいります。

新年度の予算編成につきましては、国県の予算編成方針に基づき編成いたしました。今後の医療制度の改革が医療費の動向に、どのような影響を及ぼすかを見極めながら、予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり22億5,538万6千円となっております。

### **介護保険特別会計について申し上げます。**

介護保険制度については、一定の社会的評価を得ております。本年は「第3期事業計画」を策定し、持続可能な制度として運用していく所存であります。保険者として、地方分権の時代に見合う、給付の適正化や介護予防に向けての環境づくりに努めてまいります。

新年度の予算編成につきましては、3町村の平成16年度実績を基本とした予算計上となっております。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり6億6,836万2千円となっております。

### **下水道事業特別会計について申し上げます。**

流域下水道事業は、事業認可区域185ヘクタールを年次計画に基づき、石塚地区について、工費の節減に努めながら污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

また、特定環境保全公共下水道事業については、事業認可区域200ヘクタールを年次計画に基づき、坏地区について、工費の節減に努めながら污水管渠工事を進め、早期完了を目指し、完了地区より順次供用開始し、普及率の向上を図ってまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり11億8,069万1千円となっております。

### **農業集落排水事業特別会計について申し上げます。**

農業集落排水処理施設は、現在、上入野、常北青山、北方高久、孫根地区が順調に稼動しておりますが、町財政の逼迫している中、施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減を図ってまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり2億1,289万4千円となっております。

### **簡易水道事業特別会計について申し上げます**

新年度の簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なもので、歳入歳出とも別冊予算書のとおり5,947万7千円となっております。

### **水道事業会計について申し上げます。**

新年度の統合簡易水道施設整備事業の整備計画は、常北地区小松浄水場系では、上入野地区から増井地区までの配水管新設を進めてまいります。これらは流量不足等の解消を図っていくものです。この統合簡易水道施設整備事業が完成いたしますと、長期的及び安定的な水源確保により配水区域全域に安定した水圧と安全かつ、良質な水道水の供給が図られることとなります。

桂地区は、鷹匠橋配水管布設替実施に向けた調査を致します。

また、七会徳蔵地区の給水区域拡張等認可申請等を進めてまいります。

石塚浄水場系では、松山下取水場から取水する水利権開発のため、県に対

して藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

また、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は、5億3,545万5千円であります。

資本的収入は、1億6,399万円で、支出は、2億9,445万6千円であります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

本年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました、平成17年度城里町予算総額は、170億3,961万1千円となります。

執行に当たりましては、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために、全力を尽くして町民の期待と信頼に応える決意であります。

議員各位をはじめ、町民皆様のご理解と、なお一層のご協力を心からお願い申し上げます。